

No

障害者居宅介護サービス重要事項説明書 (居宅介護・同行援護)

社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
愛知県指定 第 2312300060 号

当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく〈居宅介護、同行援護〉（以下、「居宅介護等」という。）を提供します。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会
所在地	愛知県犬山市松本町四丁目21番地
電話番号	0568-62-2050
代表者氏名	会長 紀藤 秀夫
設立年月	昭和57年7月20日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所 平成18年10月1日指定 同行援護 平成23年10月1日指定 第2312300060号
事業の目的	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく居宅介護・外出介護を適切に提供します。
事業所の名称	犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
事業所の所在地	愛知県犬山市松本町四丁目21番地
電話番号	0568-62-2050
管理者氏名	横井 史子
事業所の運営方針について	1. 利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事、外出援助等の身体介護、その他家事援助等の生活全般にわたる援助に努めます。 2. 地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な福祉サービスに努めます。
開設年月	平成15年4月1日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 平成12年4月1日指定 愛知県2373400064号

3. 事業実施地域

犬山市内

4. 営業日及び営業時間

営業日	12月29日から翌年1月3日を除く月曜日から日曜日とする。 (ただし、12月29日から翌年1月3日についても利用者の要望により対応可能)
サービス提供時間	午前7時から午後8時まで

5. 職員の体制

職 種	資 格	常勤専 従	常勤 兼務	非常勤	備 考
管理者	—		1		サービス提供責任者 と兼務
サービス 提供責任者	介護福祉士	1	1		うち1名管理者と兼 務
訪問介護員	介護福祉士	1	1	7	
	介護職員初任者研 修（訪問介護員2 級）			1	

(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(令和5年7月1日現在)

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」>（以下、「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス内容>

I 居宅介護

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

○入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。

○排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助…食事の介助を行います。

○衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。

○通院介助…通院の介助を行います。

○その他必要な身体介護を行いません。

○自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

○調理…利用者の食事の用意を行います。

○洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。

○掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

○買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

II 同行援護

①社会生活上必要不可欠な外出

- 権利、義務に関する相談、手続き
- 財産の保全や金銭の貸借に係る手続き
- 学校や金融機関に赴いての手続きや相談
- 医療機関への相談や健康診断
- 自治会活動など地域活動等への参加

②余暇活動などの社会参加のための外出

- スポーツ、文化活動への参加
- 冠婚葬祭、病院へのお見舞い
- 墓参り、参拝など社会的習慣
- レジャー、レクリエーション、スポーツ観戦など
- 映画観賞など

(2) 利用者負担額 (契約書第5条参照)

利用者負担の減免参照

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割(定率負担)を事業者にお支払いいただきます。5頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<2人の訪問介護員により訪問を行った場合>

- 1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合 (例)

- ・体重の重い方に対する移動・移乗・入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合
- ・強い拘縮のある方へのサービスを行う場合

<加算について>

○利用者負担上限額管理加算

- ①介護給付費対象のサービス(訪問介護サービス、デイサービス、ショートステイ)利用者負担額は上限が定められています。
- ②利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- ③当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合に料金に加算します。

月/150単位

○初回加算

新規に利用される場合や入院などにより2月以上利用がなかった場合には、利用開始(再開)した月内にサービス提供責任者が訪問介護を実施、又は訪問介護員等に同行した場合に料金に加算します。

月/200単位

○緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が関係機関と連携を図り必要と認めた場合(居宅介護計画にない身体介護を行った場合)に料金に加算します。

100単位/月2回まで

<償還払い>

○事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。
 (「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。)

(3) サービス利用にかかる実費負担額 (契約書第5条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ①犬山市以外の地域で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
 (サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)
 ・事業所の実施地域を超える地点から、1キロメートル 100円
- ②「通院介助」において訪問介護員に公共交通機関などの交通費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)をお支払いいただきます。(個別減免等の負担軽減措置については6頁をご参照ください)
 (地域区分加算含む)

サービスの種類時間等		利用料	自己負担金
身体介護	30分未満	2,560円	260円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
通院等介助 (身体介護併用場合)	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
通院等介助 (介護伴わない場合)	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円

同行援護	30分未満	1,910円	190円
	30分以上1時間未満	3,020円	302円
	1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
	1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
	1時間30分以上30分増すごとに加算	660円	66円

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での利用料金です。

○当事業所は、職員体制等が国の定める基準を満たしており、特定事業所加算（Ⅱ）として、所定単位数に10%を加算します。

○犬山市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.18円を乗じた金額が利用料金となります。

○サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護等計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系より計算されます。

○平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%

○2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合

・強い拘縮ある方へのサービスを行う場合

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

○1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

<一つの事業所あたりの月額上限負担額>

低所得1	0円
低所得2	0円
市町村民税課税世帯・所得割16万円未満	9,300円

※収入が障害基礎年金のみである場合

(注) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。税制の改正により平成19年7月以降は収入が概ね600万円の場合、所得割が16万円に変更されますが、軽減措置の対象が概ね600万円以下の世帯であることは変わりません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	障害者及び配偶者（障害児は保護者）が市民税非課税で障害者の年収が80万円以下の	0円

	人	
低所得 2	障害者及び配偶者（障害児は保護者）が市民税非課税で障害者の年収が 80 万円を超える人	0 円
一般 1	障害者又は配偶者が市民税課税で、所得割額 16 万円（障害児は 28 万円）未満の人	障害者 9,300 円
		障害児 4,600 円
一般 2	障害者又は配偶者が市民税課税で、所得割額 16 万円（障害児は 28 万円）以上の人	37,200 円

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第 5 条参照）

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、一か月ごとに計算し、書面で請求しますので翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（一か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

○窓口での現金支払

○下記指定口座への振込 名古屋銀行犬山支店 普通預金 3274611

○金融機関口座からの自動引き落としご利用できる金融機関：全国の金融機関、郵便局

(5) 利用の中止（契約書第 6 条参照）

①利用者の都合により、居宅介護等契約で定めたサービスの利用を中止の場合にはサービスの実施日の前日午後 5 時までに事業者申し出て下さい。その旨を相談支援専門員に報告します。

②利用予定日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合がございます。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
 - ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 1,000 円
- 取消料は自己負担になります。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則として 2ヶ月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

○サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

○利用者から特定の訪問介護員の指名はできません、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

(2) サービス提供について

○サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

○サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていた

できます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等を使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに訪問介護員にお知らせください。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為（痰吸引、経管栄養等）
- ②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり。
- ③利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受。
- ④ご契約者の家族等に対するサービスの提供。
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食。（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。（利用者又は第三者等の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及び他迷惑行為。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

当事業所では、関係法令（及び犬山市社会福祉協議会個人情報保護規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：横井 史子
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者
に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的（年1回以上）な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居

人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを犬山市に通報します。

1 0. 掲示

当事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

また関係者に閲覧することにより規定による掲示に代えることができます。

1 1. 身体拘束等の禁止

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講じます。
 - ①身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ②身体拘束適正化のための指針の整備をしています。
 - ③従業員に対して、身体拘束の適正化のための研修を実施しています。

1 2. 事業継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 3. 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
 - ③事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに相談支援専門員、都道府県、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 5. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、サービス提供中の訪問介護員が管理者に連絡を取り、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。緊急時の連絡先は以下の通りです。

- (1) 緊急連絡先 犬山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所 電話62-2050
- (2) 対応時間 平日 8:30~17:15
祝日、土、日 8:30~17:15 (電話が転送されます。)

16. 苦情等の受付について (契約書第14条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 横井 史子・玉置 千鶴
- 受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで
電話 0568-62-2050

(2) その他の苦情相談窓口

- 犬山市社会福祉協議会 電話 0568-62-2508
- 犬山市健康福祉部福祉課 電話 0568-44-0321
- 愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会) 電話 052-212-5515

17. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 犬山市松本町四丁目2番地
犬山市社会福祉協議会
会長 紀藤 秀夫 印

説明者：サービス提供責任者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者） 住 所

氏 名 印

契約者の代理人／家族 （契約者との関係 ）

住 所

氏 名 印

代理理由 （ ）